

おくやみ ハンドブック

館林市

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

館林市では、ご遺族の皆様が行う諸手続きにつきまして、
少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが少しでもお役に立てば幸いです。



市役所で必要となる手続きについて

ご家族、ご親族がお亡くなりになった場合に市役所で必要となる手続きについて、この「おくやみハンドブック」にまとめております。P. 2～4の「来庁時の持ち物について」、「死亡に伴う各種手続きチェックリスト」をご覧くださいと、どのような持ち物や手続きが必要か分かるようになっており、ご自身で手続きを進めていただくことができます。また、手続きに関する不安や負担を少しでも軽減することを目的に「おくやみ相談窓口」を共生社会推進課に設置しました。この窓口では、事前に予約をしていたことで、亡くなられた方に関する様々な手続きを原則ワンストップでご案内いたします。

おくやみ相談窓口の利用の流れ

① **予約** … ご利用の3開庁日前までに電話もしくはLINEでご予約ください。

☐ **電話予約の場合**

予約受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始を除く

☎：0276-47-5121

☐ **LINE予約の場合**

予約受付時間：24時間

館林市LINE公式アカウントから予約 (ID：@tatebayashi_city)



☐ **予約枠**

①午前10時から ②午後2時から ※土・日・祝日・年末年始を除く

② **持ち物の準備** … P.2をご覧ください。

③ **窓口へ**

予約日になりましたら、予約時間に館林市役所（館林市城町1番1号）共生社会推進課（1階14番）までお越しください。

注意事項

- ・おくやみ相談窓口の利用は、亡くなられた方の住民登録が館林市の方に限ります。
- ・手続き内容によっては、一度の来庁で手続きが終わらない場合があります。
- ・手続き内容によっては、各担当窓口にご移動をお願いする場合があります。
- ・相談窓口をご利用の際は、相続人及び代理人の個人情報を確認いたします。確認した情報を手続き事務関係各課へ情報共有をすることにご同意の上、相談窓口をご利用ください。

お問い合わせ … 共生社会推進課 ☎ 0276-47-5121

おくやみ手続きナビのご案内

パソコンやスマートフォンなどから簡単な質問に答えるだけで、ハンドブック内にある手続きの中から該当するものを抽出し、手続き場所や必要な持ち物などを確認できる「おくやみ手続きナビ」もご提供しております。こちらはご自身で手続きをしていただくものとなりますので、「おくやみ相談窓口」をご利用しない場合などにご活用ください。



・ <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/10207>

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ マイナンバーカード（お持ちでない場合は運転免許証など官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類）

※上記のものがない場合は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が明記されている書類を2点ご用意ください。そのうち1点は、公共機関が発行したもの（例：健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証など）である必要があります。

☐ 認印（相続人代表及び喪主）

☐ 葬祭費支給申請書（国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者のみ）

葬祭費用を支払ったことが分かる書類（葬祭領収書など）をお持ちください。

☐ 預貯金通帳（相続人代表及び喪主、年金請求者）

☐ 死亡診断書のコピー

☐ 委任状（相続人や年金請求者等が来庁できない場合）

死亡に関する手続き用のもの（年金については年金専用の委任状が必要です）

亡くなられた方の必要なもの

☐ 印鑑登録証

☐ 年金証書（手帳）

※お持ちでない場合は年金機構からのハガキなど基礎年金番号が分かるもの

☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

☐ 介護保険被保険者証

☐ 福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

☐ 緊急通報装置、ペンダント型送信機、戸別受信機（下記写真参照）

☐ 館林市高齢者等タクシー助成カード



緊急通報装置



ペンダント型送信機



戸別受信機

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	戸籍（除籍）謄本や住民票（除票）を取得したい	P.5
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.6
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.7
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.10
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.11
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない	P.12
	☐	市・県民税、軽自動車税が課税されていた	
	☐	固定資産を持っていた	P.13
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.14
介護	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.15
福祉（障がい）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.16
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.17

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	☐	福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)を交付されていた (重度心身障がい者または高齢重度障がい者の医療費助成を受けていた)	P.20
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.21
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)を交付されていた (子どもまたは母子・父子家庭等の医療費助成を受けていた)	P.22
	☐	配偶者が亡くなられたことにより、母子・父子家庭等になった	
	☐	保育園・幼稚園・認定こども園等を利用していた	P.23
上下水道	☐	上下水道を使用していた(井戸水を使用していた)	P.24
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他の手続き	☐	家財整理をしたい	P.25
	☐	道路・水路を占用・使用していた(排水管理施設など)	
	☐	森林を所有していた	P.26
	☐	長期優良住宅の認定を受けていた	
	☐	市営住宅に住んでいた	P.27
	☐	犬を飼っていた	
	☐	戸別受信機の貸与を受けていた	P.28
	☐	緊急通報装置を借りていた	
	☐	配食サービスを利用していた	P.29
	☐	住んでいた家が空き家になった	
	☐	館林市高齢者等タクシー助成カードの交付を受けていた	P.31

1. 住民登録に関する手続き

戸籍（除籍）謄本や住民票（除票）を取得したい

手続き① 戸籍（除籍）謄本の取得

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本は、本籍地または最寄りの市区町村の窓口で請求できます。ただし、死亡届を提出後以下のとおり日数を要しますのでご注意ください。 (例：死亡届を館林市役所に提出した場合) 亡くなられた方の本籍地が館林市にある場合は、1週間～10日前後 亡くなられた方の本籍地が市外にある場合は、2～3週間程度 ※長期連休となる場合は、目安の期間より日数がかかりますのでご了承ください。	なし
	手続き可能な人
	戸籍に記載されている人 またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、 直系卑属（子、孫など） ※上記に記載のない方が 申請する場合は、事前にお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ※亡くなられた方との関係と請求理由を裏付ける疎明資料が必要な場合があります。	市民課（1階1番） ☎ 0276-47-5123

手続き② 住民票（除票）の取得

手続き詳細	期 限
死亡時の住所地が館林市の場合、館林市で取得することができます。 除票1通につき、1つの取得理由と具体的な提出先を請求書に記載していただきます。 ※マイナンバー及び住民票コードを記載することはできません。	なし
	手続き可能な人
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 亡くなられた方との関係と請求理由を裏付ける疎明資料 例1) 相続関係を証明する戸籍謄本など 例2) 請求者が受取人として記載されている保険証書など 例3) 利害関係が分かる契約書の写しなど	市民課（1階1番） ☎ 0276-47-5123

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※マイナンバーカード、個人番号通知カードは返却の必要はありません。 ※今後の手続きにおいてマイナンバーが必要になる場合がありますので、手続き終了後に処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課（1階1番） ☎ 0276-47-5123

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課（1階1番） ☎ 0276-47-5123

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	問い合わせ先 保険年金課（1階5番） ☎ 0276-47-5138

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※国保以外の健康保険組合などから国保に加入して3か月以内に死亡した場合、加入していた健康保険組合などから支給される場合があります。その際は国保からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 葬祭費支給申請書 ☐ 葬祭執行者の預貯金通帳 ☐ 葬祭費用を支払ったことが分かる書類（葬祭領収書など） ☐ 葬祭執行者の本人確認書類	問い合わせ先 保険年金課（1階5番） ☎ 0276-47-5138

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療を受けた月の翌月の 初日から2年間
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 相続人の預貯金通帳など ☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本など 指定相続人の場合：遺言書など	問い合わせ先 保険年金課（1階5番） ☎ 0276-47-5138

国民健康保険に加入していた

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本など 指定相続人の場合：遺言書など	保険年金課（1階5番） ☎ 0276-47-5138

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	保険年金課（1階3番） ☎ 0276-47-5140

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※後期以外の健康保険組合などから後期 に加入して 3 か月以内に死亡した場合、加入していた健康保険組合などから支給される場合があります。その際は後期から支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費支給申請書 ☐ 葬祭執行者の預貯金通帳	保険年金課（1 階 3 番） ☎ 0276-47-5140

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療を受けた月の 3 か月 後の月末から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人の預金通帳など ☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本など 指定相続人の場合：遺言書など	相続人
	問い合わせ先
	保険年金課（1 階 3 番） ☎ 0276-47-5140

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	相続人
	問い合わせ先
	保険年金課（1 階 3 番） ☎ 0276-47-5140
必要なもの	
☐ 送付先の方の本人確認書類	

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合は、市役所へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	保険年金課（1階2番） ☎ 0276-47-5139 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 太田年金事務所 ☎ 0276-49-3716

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 太田年金事務所 ☎ 0276-49-3716

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 相続人等
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	問い合わせ先 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合は、最寄りのJAに「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。 ※未支給金等のご確認は、受給権者の口座のあったJAへお問い合わせください。 ※未支給金等の請求順位は配偶者→子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹の順であり、後順位者が請求する場合は先順位者の死亡が確認できる書類が必要となります。	10日以内
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族の方
☐ 農業者年金証書（紛失した場合は紛失届） 【未支給金等がない場合】 ☐ 死亡日を明らかにすることができる証明書 （除籍謄本、住民票除票、死亡届診断書のコピーなど） 【未支給金等がある場合】 ☐ 受給権者の戸籍謄本または除籍謄本 ☐ 請求者（配偶者がなくなっている場合は子）の戸籍謄本 ※受給権者の謄本に載っている場合は不要 ☐ 請求者名義の預貯金通帳のコピー	問い合わせ先 JA 邑楽館林本所・支所

4. 税金に関する手続き

市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税（市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の納付が済んでいない場合には、相続人の方が納付していただく必要があります。 課税及び納付の状況をお問い合わせください。	納期限を過ぎると延滞金が発生する場合があります。
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 手続き者の本人確認書類	納税課（1階13番） ☎ 0276-47-5110

市・県民税、軽自動車税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市・県民税等が課税されている場合に、市・県民税等の賦課徴収及び還付に関する書類の受取人（相続人代表者）を決めていただくものです。 相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか、相続人代表者指定届に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人代表者指定届が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、市・県民税等の納税義務は承継されません。相続放棄をした際には、家庭裁判所が発行する相続放棄申述受理通知書の写しなどの提出が必要になります。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳細については税務課までご連絡ください。	相続の発生から 約3か月以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課（1階12番） ☎ 0276-47-5107

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなった場合、相続登記が完了するまでの間、固定資産税賦課徴収及び還付に関する書類の受取人（相続人代表者）を決めていただくものです。 また、被相続人の固定資産は、相続人全員が現に所有している者として連帯納税義務を負います。 現所有者の方は、市に対して現所有者申告書を提出する義務があります。相続人と現所有者は同一の方となる場合が多いことから、当市においては相続人代表者指定届と併せて申告していただいております。 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 法定相続人の方が相続される場合は原則不要	税務課（1階11番） ☎ 0276-47-5108 管轄の法務局 前橋地方法務局太田支局 ☎ 0276-32-6100

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	死亡日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） ※相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方（要委任状）
	問い合わせ先
	税務課（1階12番） ☎ 0276-47-5107

手続き② 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（館林市ナンバーのもの）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） ※相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方（要委任状）
	問い合わせ先
	税務課（1階12番） ☎ 0276-47-5107

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 被保険者証等の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が被保険者証をお持ちだった場合は、返却または破棄してください。介護認定を受けて、負担割合証及び負担限度額認定証もお持ちの方は、合わせて返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課（1階6番） ☎ 0276-47-5133

手続き② 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の生前のご住所に保険料や、給付に関する通知を送付する場合がございます。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ、郵送いたします。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続者の本人確認書類	親族
	問い合わせ先 介護保険課（1階6番） ☎ 0276-47-5133

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	高齢障がい政策課（1 階 7 番） ☎ 0276-47-5128

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当受給資格者死亡届未支給手当支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	高齢障がい政策課（1 階 7 番） ☎ 0276-47-5128

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当受給資格者死亡届未支給手当支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	高齢障がい政策課（1 階 7 番） ☎ 0276-47-5128

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳のコピー ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の振込口座の預貯金通帳のコピー、認定請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号が分かる書類	高齢障がい政策課（1階7番） ☎ 0276-47-5128

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢障がい政策課（1階7番） ☎ 0276-47-5128

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	高齢障がい政策課（1階7番） ☎ 0276-47-5128

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書のコピー ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	高齢障がい政策課（1階7番） ☎ 0276-47-5128

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	高齢障がい政策課（1 階 7 番） ☎ 0276-47-5128

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金受給権者死亡届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 未払い分がある場合は、年金管理者または相続人の振込口座の分かるもの	高齢障がい政策課（1 階 7 番） ☎ 0276-47-5128

福祉医療費受給資格者証（以下「ピンクのカード」）を交付されていた（重度心身障がい者または高齢重度障がい者の医療費助成を受けていた）

手続き ピンクのカード返却及び資格喪失の申請、県外受診の未申請分(ある方のみ)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療の助成を受給していた場合、ピンクのカードを返却してください。 県外受診で未申請の医療費領収書があれば、別途申請してください。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のピンクのカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 未申請の県外受診がある場合、医療費領収書、相続人の振込口座が分かるもの	保険年金課（1階4番） ☎ 0276-47-5140

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、配偶者に受給者を変更する手続きが必要となります。受給者への未支払分の児童手当があるときには、児童の口座に振り込む手続きも必要となります。	原則、受給者の死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者変更手続き】 ☐ 新しく受給者となる方の金融機関の預貯金通帳またはキャッシュカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【未支払分の振込手続き】 ☐ 対象児童名義の預貯金通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先 子育て支援課（1階9番） ☎ 0276-47-5135

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払の手当がある場合は、別途手続きが必要です。で、ご相談ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課（1階9番） ☎ 0276-47-5135

福祉医療費受給資格者証（以下「ピンクのカード」）を交付されていた（子どもまたは母子・父子家庭等の医療費助成を受けていた）

手続き ピンクのカード返却及び資格喪失の申請、県外受診の未申請分（ある方のみ）

手続き詳細	期 限
ピンクのカードを持っていた方が亡くなられた場合、ピンクのカードを返却してください（母子・父子家庭等の場合は、世帯全員のピンクのカード）。 県外受診で未申請の医療費領収書があれば、別途申請してください。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	保護者または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のピンクのカード（母子・父子家庭等の場合、世帯全員のピンクのカード） ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 未申請の県外受診がある場合、医療費領収書、相続人の振込口座が分かるもの	保険年金課（1階4番） ☎ 0276-47-5140

配偶者が亡くなられたことにより、母子・父子家庭等になった

手続き① 子どものピンクのカード返却及び資格取得の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、母子・父子家庭等になった場合、福祉医療の助成対象となります。カード番号が変わるため、子どものピンクのカードを返却し、資格取得の申請の手続きをしてください。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	亡くなった方の配偶者または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子どものピンクのカード ☐ 母子・父子家庭等となる親と子どもの資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 配偶者が亡くなったことが記載された戸籍謄本（「児童扶養手当申請用」と押印されたものは不可） ☐ 母子・父子家庭等となる親の前年の所得の詳細が分かるもの（所得課税証明書、源泉徴収表等） ※前年1月1日時点で館林市に住所があった方は不要	保険年金課（1階4番） ☎ 0276-47-5140

7. 子どもに関する手続き

配偶者が亡くなられたことにより、母子・父子家庭等になった

手続き② ひとり親家庭の方が受けられる制度のご案内

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、母子・父子家庭等になった場合、ひとり親家庭の方が受けられる制度のご案内をいたします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	今後児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て支援課（1階9番） ☎ 0276-47-5135

保育園・幼稚園・認定こども園等を利用していた

手続き 退園手続き、保育料等振替口座の変更

手続き詳細	期 限
保育園・幼稚園・認定こども園などを利用していた園児が亡くなられた場合、退園手続きが必要となります。 また、保護者が亡くなられた場合、振替口座の変更が必要となります。	園児または保護者の死亡 日から1か月以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	【園児が亡くなられた場合】 園児の保護者
	【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
	問い合わせ先
	こども課（1階10番） ☎ 0276-47-5136

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた（井戸水を使用していた）

手続き 中止手続きまたは名義変更、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、中止手続きまたは名義変更が必要となります。 また、水道の使用を廃止する場合は、給水装置の撤去工事が必要です。 公共下水道に接続されている世帯で、井戸水を使用していた方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	新しい方に名義変更または水道を廃止にするか決まり次第ご連絡ください
必要なもの	手続き可能な人
(中止の手続き) ※ホームページまたは電話手続き可	親族または同居者が望ましい
(名義変更) ☐ 給水装置所有者変更届 ☐ 現所有者が確認できる書類 ※状況に応じて添付書類が異なりますので、右記（水道企業団）までお問い合わせください。	問い合わせ先 群馬東部水道企業団 館林支所 ☎ 0276-80-3201
(世帯人数の変更手続き) ☐ 下水道使用変更届 ※右記（下水道課）までお問い合わせください。	井戸水を使用していた方 下水道課（4階） ☎ 0276-47-5159

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 変更届	どなたでも可
	問い合わせ先 下水道課（4階） ☎ 0276-47-5159

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が館林市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など)	基本的にご親族の方
	問い合わせ先
	地球環境課（4 階） ☎ 0276-47-5126

道路・水路を占有・使用していた（排水管埋設など）

手続き 道路占有、公共物使用の名義変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の建物や土地において排水管などを道路・水路などに接続していた場合、引き続き使用する際は名義変更の手続きが必要となります。また、撤去する場合は、廃止の手続きが必要となります。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
【廃止】 ☐ 廃止届及び許可書のコピー 【名義の変更】 ☐ 変更申請及び許可書のコピー	相続人及びその代理人
	問い合わせ先
	道路河川課（4 階） ☎ 0276-47-5153

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
届出の対象となる森林は堀工保安林及び多々良保安林等（地域森林計画の対象森林となっている民有林）です。所有者が変更になった日から90日以内に、届出を行ってください。 ※詳細はお問い合わせください。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 対象の森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入） ☐ 対象の森林の土地の登記事項証明書（コピーでもよい）、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地権利書のコピーなど権利を取得したことが分かる書類	新たに土地所有者となった方 または、新たに土地所有者となった方より委任された方
	問い合わせ先
	緑のまち推進課（4 階） ☎ 0276-47-5154

長期優良住宅の認定を受けていた

手続き 長期優良住宅の変更認定手続き

手続き詳細	期 限
長期優良住宅の認定を取得されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 承認申請書（正・副） ☐ 認定通知書及び認定申請書 ☐ 地位承継の事実を証明する書類（2 部） ※地位継承される方以外が手続きする場合、委任状が必要となります。	①地位承継される方 ②その他の方（要委任状）
	問い合わせ先
	建築課（4 階） ☎ 0276-47-5157

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の「死亡診断書のコピー」または「住民票除票」 ※「(1) 承継手続き」「(2) 返還手続き」「(3) 異動手続き」の 各種手続きの個別事例に応じてご案内します	親族等
	問い合わせ先
	群馬県住宅供給公社館林支所 (4 階) ☎ 0276-76-7871

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更等届の提出

手続き詳細	期 限
飼い主の方が亡くなられて犬の住所が変更となる場合、犬の登録事項の変更手続きが必要です。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の氏名、住所が分かるもの ☐ 新しく飼い主になられる方の氏名、住所が分かるもの (犬が市外へ転出する場合、転出先でのお手続きが必要です)	どなたでも可
	問い合わせ先
	地球環境課 (4 階) ☎ 0276-47-5125

戸別受信機の貸与を受けていた

手続き 戸別受信機の返却

手続き詳細	期 限
戸別受信機の貸与を受けていた方が亡くなられた場合、戸別受信機の返却手続きが必要です。(有償で貸与を受けて、機器に損傷などがない場合は、還付があります。)	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方が貸与を受けていた戸別受信機(本体) ☐ ACアダプター(電源コード) ☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ 印鑑(相続人のもの) ☐ 預貯金通帳など(相続人のもの)	相続人
	問い合わせ先
	安全安心課 (3 階) ☎ 0276-47-5114

緊急通報装置を借りていた

手続き 緊急通報装置の返却

手続き詳細	期 限
緊急通報装置を借りていた方が亡くなられた場合、緊急通報装置端末機及びペンダント型送信機を返却してください。 ※返却の際に書類の提出等はありません。	死亡日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 緊急通報装置端末機 ☐ ペンダント型送信機	親族等
 	問い合わせ先
	高齢障がい政策課(1 階 7 番) ☎ 0276-47-5130

9. その他の手続き

配食サービスを利用していた

手続き 配食サービスの中止

手続き詳細	期 限
配食サービスを利用していた方が亡くなられた場合、館林市社会福祉協議会へ連絡をしてください。配食サービス料金の未納がある場合は、お早めにお振込をしてください。（納入通知書の再発行が必要な場合は、館林市役所高齢障がい政策課にご相談ください。）	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
なし	館林市社会福祉協議会 ☎ 0276-75-7111 館林市役所 高齢障がい政策課（1階7番） ☎ 0276-47-5130

住んでいた家が空き家になった

【空き家を解体したい場合】

手続き 空き家解体に伴う「空き家除却助成金」の申請手続き

手続き詳細	期 限
空き家を適切に管理しないと、外壁や屋根の飛散、草木の繁茂、鳥獣害、不法投棄などにより、近隣に悪影響を及ぼす恐れがあります。定期的に適正な管理をお願いします。お困りの際はお問い合わせください。 また、空き家解体に伴う「空き家除却助成金」を利用する場合、諸条件がありますので事前にご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
「空き家除却助成金」の相談時にあると良いもの ☐ 登記事項証明書または固定資産税納税通知書 ☐ 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本、遺言書など）	建築課（4階） ☎ 0276-47-5156

住んでいた家が空き家になった

【空き家売りたい(貸したい) 場合】

手続き 空き家バンクに関する相談

手続き詳細	期 限
市では空き家売りたい方(貸したい方)から空き家の情報を提供してもらい、買いたい方(借りたい方)へ情報を提供する空き家バンクの制度を運用しています。空き家バンクに関するご相談は、地域魅力創造課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	建物の所有者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 空き家情報登録申込書(様式第1号/第1号の2) ☐ 案内図 ☐ 間取り図 ☐ 建物内外の写真(各室の写真、外観写真、敷地写真) ☐ 空き家及び敷地の概要を確認できる書類(納税通知書の写し、登記事項証明書等)	地域魅力創造課(3階) ☎ 0276-47-5102

【空き家を譲渡した場合】

手続き 空き家を譲渡した場合に受けられる特別控除のご案内

手続き詳細	期 限
空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震基準を満たした家屋を譲渡、またはその敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から最大3,000万円が特別控除される場合があります。詳細については、建築課へお問い合わせください。(確定申告に関することは所管の税務署にお問い合わせください。)	なし
	手続き可能な人
	建物の所有者等
必要なもの	問い合わせ先
場合によって必要書類が異なるため、まずは建築課までお問い合わせください。	建築課(4階) ☎ 0276-47-5156

9. その他の手続き

館林市高齢者等タクシー助成カードの交付を受けていた

手続き 館林市高齢者等タクシー助成カードの返却

手続き詳細	期 限
館林市タクシー助成制度のタクシーカードの交付を受けていた方が亡くなられた場合、カードを返却してください。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 館林市高齢者等タクシー助成カード 	安全安心課（3 階） ☎ 0276-47-5115

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

その後の窓口



葬儀後のお困りごと お気軽にご相談下さい



葬儀後の手続き相談



相続相談



空き家の管理・処分



お家の片付け

遺品整理

墓じまい

仏壇の引き取り供養

永代供養

各種手続き代行

※各分野の提携専門家と連携・共同して業務を行います。

葬儀後に抱える様々なお悩みや不安を解決できるよう、
「その後の窓口」がお手伝いします。

相談無料

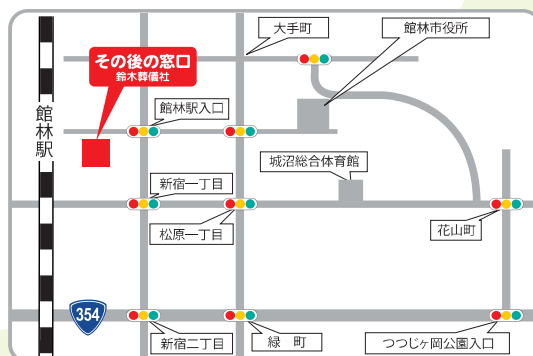
受付時間 9:00~18:00

その後の窓口 館林

〒374-0024 群馬県館林市本町2丁目6-5
館林駅前通り(駅より徒歩3分)

TEL 0276-72-1289

その後の窓口館林は鈴木葬儀社グループが運営しております
運営元：有限会社鈴木造花店



遺品整理 生前整理 出張買取

高価査定
高価買取
します。



たっちちゃん名物店長



- 貴金属 ■ ジュエリー
 - ブランド品 ■ 時計 ■ 絵画
 - 掛軸 ■ 骨董品 ■ その他
- 何でも高価買取致します。

高価買取 館林地域 NO.1 を目指しています！

お気軽に何でもご相談ください。



館林高価買取センター

☎ 0276-71-6860

〒374-0065 館林市西本町12-1

許認可番号：群馬県公安委員会 第421132021012号



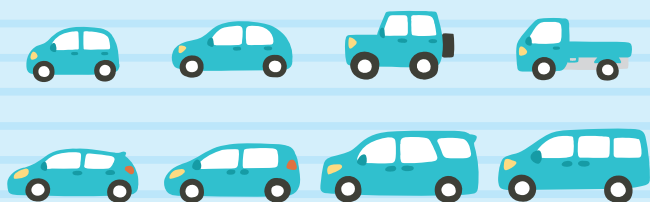
株式会社ドクターセルズ

＼遺産車両のことご相談ください／

館林市で50年以上の業歴

どんな車も買取・引取いたします

査定や廃車の手続きすべて無料



こんなお悩みございませんか？

- ☒ 手続きをどうすればいいかわからない
- ☒ 車の処分や名義変更のやり方を知りたい
- ☒ 車が動かない、書類やカギがない

お気軽にお問い合わせください。

0120-73-4885



有限会社 井野口解体

〒374-0054 群馬県館林市大谷町2997-2

古物商許可証 群馬県公安委員会 第421130146800号 / 自動車解体業許可番号 第20103000037号



いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き
無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

- ☒ 法定相続人の人数はわかりますか？
 - ☒ 該当する相続財産をお選びください ☒ 相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き
無料1分診断は
こちらから！



いい相続 1分診断



▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お墓は家族の絆です

花咲く展示会場へぜひお越しください

全品安心の
10年^{ダブル}W保証

時代の変化と共に進化するお墓の多様化

田部井石材では、
一般墓石・夫婦墓・個人墓・生前墓
両家墓・永代供養墓・樹木葬・散骨など。

あらゆるお墓の形態に対応しています。

全優石認定店なら
安心です

全優石
全国優良石材店

全優石イメージキャラクター
名取裕子

田部井石材は、認定された 全国優良石材店です。

——— その他、建墓後のアフターサービスも充実 ———

墓じまい

お戒名の追加彫り

お墓のクリーニング

リフォーム



永遠の想いを形に・・・

有限会社 **田部井石材**

〒374-0042 群馬県館林市近藤町2-254



0120-72-0698

お問い合わせ・お見積りはフリーダイヤルで



tabestone.com

法事・宴会・会合のことなら ふじよし

葬儀後のお食事



四十九日法要



一周忌法要



三回忌法要



小宴会～大宴会(4～80名様)までご要望にお応え致します。

バスでの送迎無料

四季折々の心づくしのおもてなしで落ち着いた空間、
癒やしのひとときをお楽しみください。大好評！ランチも営業中です。

ふじよし

〒374-0037
館林市小桑原町1028-6



ご予算・その他何でもお気軽にご相談ください。

☎ 0276-75-0275



有限会社ふじよし

墓石・仏壇カレン

この冊子をお持ちの方5万円値引きします!!

(定価50万円以上の商品・他のクーポン併用不可)

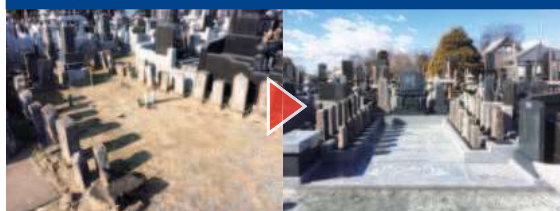
Google口コミ5.0(140件) オシャレな墓石・仏壇あります!

(令和8年6月7日現在)



お墓と仏壇の事なら何でもご相談ください。

お墓のリフォーム・墓じまい



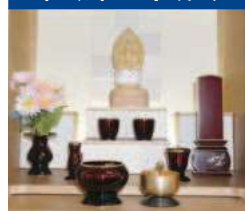
戒名彫り



仏壇



位牌・仏具



☎ 0120-411-457

株式会社カレン

墓石・仏壇カレン

見積・相談無料

館林市羽附町 1502-1

TEL 0276-55-1166

カレン 墓石

検索

✉ info@kalen.co.jp

ホームページ



館林店店長細田



親切な対応をします



相続のお手続き

群馬銀行がサポートします

手続きに
時間が取れない

相続人全員が
集まらない

遺産の種類が多く
手続きが面倒

高齢などで
外出が大変

手続きに不慣れで
負担に感じる

遺言書の扱い方が
わからない



群馬銀行の遺産整理業務

3つの特長

1



相続手続きを円滑に
進めるアドバイス

2



遺産の調査や
財産目録の作成

3



遺産分割協議書等に基づく
ご預金の換金
手続きの代行

手続きに不安のある方や、時間的なゆとりのないご遺族のために、
相続手続きのお手伝いをいたします



- ◆ 預貯金の換金手続きなど
相続手続きの代行
- ◆ 税理士・司法書士等の専門家紹介
- ◆ 相続手続き後の
ご資産の管理・運用アドバイスなど

ご留意事項

※所定の手数料・実費がかかります。
※準確定申告・相続税申告等税務に関する具体的な事項
は税理士にご相談・ご依頼ください。
※遺産分割協議の調整や相続争いの仲裁、税務申告等
を承ることはできません。それら個別具体的な事項に
ついては、弁護士・税理士等の専門家にご相談ください。

まずはお気軽にご相談ください

詳しくは
こちら

遺言信託・遺産整理業務専用ダイヤル



0120-251676

受付時間 9:00-17:00

ただし、土・日・祝休日、12/31~1/3は除きます。

本店所在地 前橋市元総社町194



群馬銀行

私たちは「つなぐ」力で地域の未来をつむぎます

2026.4

JAだから
安心して
任せられる!

大切な人との 最後のお別れをお手伝い



1人1人のご予算に合わせたお葬式を提案いたします。



JA組合員以外の方でも
ご利用できます

POINT
1

納得の安心価格でご利用いただけます。
事前相談で他社と見積りをくらべてみて下さい。

POINT
2

安置室でご遺体のお預かりもできます。
御事情があり、ご自宅にお戻り出来ない時などに。

POINT
3

家族葬も承ります。
直葬、1日葬もご相談下さい。

お客様の様々な要望にお応えするため
大小3つのホールをご用意

JA アシストホール館林

〒374-0013 館林市赤生田町 759-5

JA サポート板倉

〒374-0111 邑楽郡板倉町海老瀬 1375-1

JA アシスト西邑楽「絆」

〒370-0615 邑楽郡邑楽町篠塚 1275



葬儀事前相談、出張相談承ります
事前に電話にてご予約をお願いいたします。

JA 祭典ぐんま

運営：ハラダ協同サービス

〒374-0013 館林市赤生田町 759-5
<https://harada-kyodo.jp/>



0120-768-989

もしもの時は 24時間 365日対応

TEL : 0276-76-2929 FAX : 0276-75-9401

チェックリスト

各種手続き

広告掲載事業者

発	行	館林市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2026 年 7 月

